



「労基署から労働条件に関する調査をすると言ってきた…就業規則や時間外労働の協定届等を持参せよとなっているが、どう対応すれば？」

とA社から相談がありました。A社は経審と社

労をまとめて相談できるコンプライアンス契約を当事務所と結んでおられますので、社労士がさっそく対応する事に…。まず①調査が労働者からの直訴によるものか②調査の主目的は何か

「許可の更新時期が迫っているが前回頼んだ若い人が今回は出来ないと言う」(S社)「経審の手続きを頼んでいた人が高齢で出来なくなった…」(K社)「福岡に本社のある大臣許可業者だが大分県に支社があるので県外業者としての県入札申請をして欲しい、お宅は有名なので」(N社)…と年明けに3社から新規の依頼がありました。S社は顧問税理士を通して、K社は以前他社の件で当方を知っていた、N社はネットか口コミで知

「労基署から労働条件に関する調査をすると言ってきた…就業規則や時間外労働の協定届等を持参せよとなっているが、どう対応すれば？」

届出して36協定、労働者1人いますか36協定、でも必要!!



ありがとうございます新規の依頼、今年もどうぞよろしくお願いします。

③今回対象となる会社の規模や業種は…?といった事を監督官に会って確認。次にA社に出向いて提示書類の点検と準備…。こうした調査でよく指摘されるのは36協定と届け出なしでの残業です。

労基法36条に基づく労使協定で「36協定」と呼ばれ1日8時間、週40時間を超えた時間外労働をさせる場合、必要に…。違反すると6か月以下の懲役か30万円以下の罰金!「知らなかった」では済みませんので十分な注意が必要です。

られたのか?…いずれにしても新年早々新しい依頼をお受け出来る事は本当に有り難いことです。複雑な手続きを間違いなく進め、依頼者の不安や不便や不慣れに少しでもお応え出来たら、そして喜んで頂けたら幸いです…職員一同、力を合わせて頑張ります。お知らせです。市外から当方へは市内料金並みのIP電話を利用するのがお得です。IP同士なら無料にも



市外から当事務所への電話は、3分11.34円のIP電話=050-3626-3645へ!